

高等教育機関における国際交流制度の現状 と課題に関する比較調査研究

市川良哉* 武久文代*

高見茂* 東山弘子* 山田隆敏*

A Comparative Study on Recent Issues of the International Exchange
System in Japanese Higher Education

Yoshiya ICHIKAWA

Fumiyo TAKEHISA and Shigeru TAKAMI
and Hiroko HIGASHIYAMA and Takatoshi YAMADA

要 約

国家間の相互依存関係の緊密化とともに、現代世界は名実ともに「国際化時代」を迎えつつある。こうした趨勢にあつては、とりわけ「高等教育機関の国際化」は、最も大きな量的・質的变化を経験し、最も先端的な革新を迫られている部分であると思われる。

本研究では、かかる課題意識から、教育の「国際化」の諸側面のうち「教育交流制度の一環としての語学研修制度」を取り上げた。そして、国内およびアメリカの高等教育機関におけるその意義と現状、ならびに問題点を多面的に検討した。

その結果、本学において、今後、教育機会の空間的拡張（＝国際化）戦略を推進する上で考慮すべき諸課題が浮かび上がったのである。また、アメリカにおける「語学研修サービス」の類型の抽出と、その妥当性についても併せて検討し、本学学生にとって最も望ましい「語学研修サービス」の在り方について、一定の結論を得た。

第I章 研究の目的と指針

(1) 目 的

「教育の国際化」が喧伝されて久しい。それは、社会・政治・経済上のグローバリゼーションの進行を引っ張り要因とする。だが今日の国際社会においては、国家間の相互依存関係の緊密化と共に、それに不可避的に付随する「国際間摩擦」の増大も見られる。

こうした諸問題の克服をねらいとして、外交・通商といった様々なチャンネルを通じた解決策が鋭意練られ、わが国においても具体的な政策が打ち出されている。だが、日米貿易摩擦にも見られるように、「万能薬」は見出し難く難問山積の現状にある。それは、社会・政治・経済上の関係と比較して、よりベーシックなより根幹に関わる部分の相互理解が未成熟なことにも起因する。

国際関係は、究極的には「人と人の関係」に還元しうるものである。それゆえ、人間を包む諸環境—その歴史、文化、習慣、価値観等を学び相互理解を深めることは、今日の国際関係を考える上で、とりわけ重視されなければならない。こうした課題に応答しうる方法論は、即効性は望むべくもないが、確実な手段としての「教育的処方箋」の成果を抜きにしては語れないのである。また、高等教育の領域においては、やがて迎える18歳人口の急減および海外大学の日本進出に伴う「国内・国際競争時代」—いわゆる「大学淘汰の時代」への対応策としても、それは有力な切札として捉えられる。

したがって、本学においても、こうした「教育の国際化」の在り方を多面的にも検討することは、「教学の理念」に照らしても緊急かつ重要な検討課題であると思われる。本研究では、こうした課題意識から、「教育の国際化」の諸側面のうち、「教育交流制度の一環としての語学研修」を取り上げる。そして畿内を中心とした国内高等教育機関、およびアメリカを中心とした海外高等教育機関におけるその現状と問題点の検討を通じ、今後本学において展開すべき「国際教育交流戦略」の在り方を探究することを目的とする。

(2)基本指針

本研究を遂行するに当たって、研究分担者の間で打ち合せと討論を行い、以下二点について留意し一定の基本指針とすることで合意した。それは、①教育面への限定と②調査対象機関の限定である。

①教育面への限定

高等教育のレベルにおいて、「教育の国際化」は最も大きな量的・質的变化を経験し、かつ最も先端的な革新を迫られている分野であるとされる。そして現実にはそれは、高等教育機関の本質的機能、すなわち「研究」および「教育」の両機能に関わる問題である。前者は「学術面での国際交流の拡大」として、また後者は「留学生人口の増加」として捉えられる。さらに両者は密接不離の関係にあるものと考えられる。したがって、高等教育の国際化を考察する場合、この両側面を視野に入れることが肝要となろう。

だが本研究では、本学教養部教育の「語学」を中心とした将来の「国際化戦略」に資するため、後者すなわち「教育面」からの考察に限定した。そして、特に「海外語学研修制度」に焦点を当てて調査・検討を行った。なぜなら同制度は、国際的な相互理解のための最も基礎的な技能（＝コミュニケーション手段）の「訓練の場」として把握されるからである。

②調査対象機関の限定

調査対象機関として、国内については4年制私立大学15校を、またアメリカについては別表Ⅳ-1、2に見るような4年制州立・私立大学11校を取り上げた。調査方式は、国内については、国際交流担当者に対する質問紙に基づくインタビューと資料収集による。調査機関のリストアップに当たっては、i) 地域性、ii) 男女共学、iii) 学生数、iv) 学内組織（とりわけ「教養部」を設置している等）といった諸点に留意し、少なくとも2点について本学との類似性を見出しうるものを対象とした。ただし、調査対象校のうち1校（以下A大学）については、地域的にも関東エリアであり、学生数、学内組織とも本学との相違は顕著である。類似点としては、唯一「男女共学」を指摘できるのみである。だが、同大学の「海外語学研修制度」は、高等教育の関係者は言うに及ばずマスコミも関心を寄せ、その量的・時間的規模、システムについては一定の評価が与えられている。そしてそれは、ある意味で「急減対策」を念頭に置いた「大学経営戦略」の重要な一翼を担っているものと思われる。

本学教養部においても、来るべき急減期に備えるべく、その「教学の理念」に照らしつつ諸対策を同時多面的に検討しているところである。そこでは、「教育機会の空間的・時間的拡張」

が有力な戦略として提起されている。「空間的拡張」は、教育の「国際化戦略」をその内実とする。また「時間的拡張」は、学内遊休資源の活性利用をねらいとした「社会人」や「シルバー世代」のキャンパス内への動員をテコにした「生涯教育化戦略」である。

A大学においては、教育の「国際化戦略」はある意味で「急減対策」（＝一種の「企業防衛戦略」）として位置づけられている。そしてそれは、同大学の志願者増・レベルアップに見られるように、ある程度の成功を収めたように思われる。それゆえ、同大学のケースを検討することは、本学教養部にとっても、今後の「急減対策」を多面的に講ずる上で、何らかの示唆が得られるものと期待されるのである⁹⁾。

他方アメリカについては、現地訪問および関係者へのインタビュー、ならびに資料収集を実施した。調査対象校は、以下4つの要件を具備しているものをリストアップした。すなわちそれは、i) 4年制大学である、ii) アクレディテーション（資格認定）を受けていること、iii) 集中語学講座を有しているもの、iv) 大学自体がカリキュラムを運営していること、である。

調査・研究に当たっては、理論面は高見が、実践面は武久、東山、山田が、また全体の総括は市川がそれぞれ担当した。（高見）

第二章 高等教育機関における国際教育交流の類型と意義

(1) 類型

「目的・指針」でも指摘したように、本研究では、国際教育交流制度のうち「教育面」に検討対象を限定し、典型的には広義の「留学制度」を取り上げた。

「留学」という概念は、1990年代の日本において、従来には見られなかったような多様化・複雑化の様相を呈している。さらに今後の国際教育交流の活発化の中で、より一層新たな問題点が生ずることも予想される。したがって、第一に「留学」の現状を多面的に考察し、われわれが検討対象とする「海外語学研修制度」の位置づけを明確にする作業は不可欠であろう。本章では「留学制度」の類型化を試みよう。その際いくつかの類別基準が考えられるが、本研究では、①教育制度面、②教育内容面、③教育目的面、といった枠組みを採用する。

①教育制度による類型化

教育制度に即して「留学制度」を類別すると、それはi) 狭義の留学生の受け入れ・送り出しと、ii) 研修生の受け入れ・送り出しに二分される。

i) は、④送り出し・受け入れ両校の間に単位互換に関わる協定もしくは文書 (letter of intent) の交換があること、⑤少なくとも学則、内規に基づく条件に沿って、学生が一定期間（少なくとも1年間）以上外国の大学に正規の学生に準ずる資格をもって在学すること、⑥文部省奨学金や相手校奨学金を得て行われること、を要件とする¹⁰⁾。

ii) の多くはいわゆる「海外語学研修」であり、i) のような厳しい要件もない。具体的には、④英米における language schools (予備語学教育機関) や、海外大学教育機関の別科的語学コース、あるいはアクレディット (資格認定) されていない機関への送り出し・受け入れ、⑥休学しての私費留学の場合、などがこれに該当する¹¹⁾。したがって「海外語学研修」は、この類別枠組みに照らしてみると、厳格な意味での「留学」ではなく文字どおり「研修の送り出し」として捉えられよう。

②教育内容による類型化

教育内容面から類別すると、それはi) 「依存型留学」と「付加価値型留学」に類別される¹²⁾。

i) は、他国に依存して自国の必要を充足しようとするものである。南（＝発展途上国）から北（＝先進国）へ向かう留学がその典型であり、それは高等教育制度の未整備に起因する。

学位取得(特に大学院レベル)や、自国の必要とする技術・知識・思想の摂取をねらいとする場合が多い。こうした留学は、かつての発展途上国であったわが国にも見られたものであり、一方的で受け身の「文明伝習型」の留学として捉えられる。

ii) は、多数の留学生の受け入れ国であるとともに送り出し国である北の諸国に見られるものである。すなわち、④学位は自国の教育制度によって取得し、その基礎の上にあるいはその一部として、現地でしか遂行し得ない特定の研究課題を追求するための留学や、⑥一年内外あるいはそれ以下の短期間の「異文化体験学習」、「海外語学研修」の類い、がこれに該当する。これらは、いわば「文化伝習型」の留学であり、相互に学び合うことを特徴とする。こうした「付加価値型」の留学については、プラトンもその著「法律」の中で一定の評価を与えている⁶⁾。したがって、歴史的に見ても古い時代からその教育的意義が認知されていたといえよう。

③教育目的による類型化

依存型、付加価値型を問わず、「留学」を教育目的面から類型化すると、それは以下二つの類別枠で整理しうる。すなわち i) 「投資型留学」と ii) 「消費型留学」である。i) は、個人、国家、企業の具体的な目的のための留学であり、ii) は、個人の教養を高めたり、異文化体験を通じて満足感を得ることを目的とする。前者の例としては、アメリカのビジネス・スクールへの日本企業からの派遣留学や、転職によるランクアップを志向する退職OLの留学が指摘できよう。また独身OLの休暇を利用した短期留学などは後者の典型例である。人々のこうした「留学需要」は、i) については「地位欲求」によって、ii) については「余暇欲求」によってそれぞれ喚起されたものと把握しうる。

また、個人のレベルで見た「高等教育需要」そのものが、④将来の「地位欲求」と結合した「投資的需要」と、⑥「余暇欲求」と結合した「消費的需要」から成るとされる。それゆえ、その教育の一環として実施される留学には、かかる二つの側面が内包されることは当然の帰結であろう。われわれが調査対象とした「海外語学研修」もこの枠から外れるものではない。

(2)意義

では、今日的な留学、とりわけ「海外語学研修」の教育的意義はどのような点に見出せるのであろうか。トータルに見れば、それは以下3点に集約されよう。

第1に、「文明」を支え包括するシステムとしての「文化」に触れ、それを理解する場を与える契機となることである。文明伝播のスピードが倍加したことによって、かえって文明を媒介とした「国際間摩擦」(たとえば、日米半導体摩擦、自動車輸出、コメ市場の開放問題など)を触発する現象が見られる。こうした国際間問題の克服には、その背景にある「文化的諸側面」の相互理解に努めることが肝要である。

また第2に、それは、プラトンの指摘にも見られるように、「自国の名誉をあげ、自国のすばらしさを外国と比較して確認する⁶⁾」契機ともなることである。異文化に接して学ぶことは、相手側のことばかりではなく、自己および自らの文化について知り学ぶ機会となる。したがって、「文化伝習型」留学生は、正に文化体験的な相互交流の最前線に価値する主体なのである。また自らが学ぶ「被教育者」として教育の原点に立つものと思われる。

こうした文脈の中では、本学教養部企画の海外語学研修プログラムの中で導入した「ホームステイ制度」は、積極的な教育的意義を内包するものとして評価できよう。なぜならそれは、学ぶ側からすると、教育の根幹に関わる最も始源的な教育システムとしての意義を体現するからである。

歴史的に見ると、「社会的諸機能」は、「教育機能」も含めて、元来「家族機能」の中に包摂されるものであった。ところが社会・経済の発展とともに、それらは家族外の「専門的機能

集団」（教育の面では学校はその典型）に吸収されたものと考えられる。したがって、家庭は正にその国のあらゆる「社会的諸機能」の原点として位置づけられるのである。「ホームステイ制度」は、「家族機能」の中に依然として維持されている「教育機能」を通じて、その国の「文化的諸側面」を最もベーシックなレベルから確実に学びうる教育機会であるといえよう。

さらに第3に、それは「自己形成力」あるいは「自己教育力」を錬磨する機会となることである。この点は、上記で指摘した「ホームステイ制度」の教育的意義とも関連する。日本の青少年は、幼少期より学校という一種の「文化的孤島」に閉じ込められ、知育偏重教育の枠の中で社会的成熟を遅らせる結果を招きやすい。たとえば、「日米高校生の生活時間の配分に関する調査」では、以下のような差異が指摘されている⁷⁾。すなわち、i) 日本の高校生は、家事の手伝い・分担はあまりしないが、勉強時間とテレビの視聴時間は長い、ii) アメリカの高校生は、勉強時間やテレビの視聴時間はやや少ないが、家事に加えてボランティア活動など外で活発に活動する、ということである。こうした生活習慣の違いのためか、日本の青少年は、自国の「生活文化」や「伝統」にも意外と無知なことも多い。それゆえ、「海外語学研修制度」に組み込まれた「ホームステイ制度」の利用者は、自己に課せられた「教える者」としての機能を果たすため、準備作業のプロセスの中で、日常あまり意識することもない自己および自国文化について改めて自己学習することになる。また言葉も習慣も不慣れな外国での研修生活は、どちらかといえば保護的・ぬるま湯的体質に染まった日本の若者に、自らを鍛錬し「自助の精神」を培うチャンスを与えるものと評価できよう。（高見）

第三章 わが国の高等教育機関における海外語学研修プログラムの現状と課題

1. 目的

本章の目的は、実際に行われている諸大学の海外語学研修のプログラムについて調査した結果を分析考察することである。

2. 調査の方法⁸⁾

(1) 調査票および調査項目

以下の8項目について調査票を作成した。

- ①海外研修の企画と実施の主体
- ②教育的意義・目的・内容
- ③研修の概要
- ④旅行業者に関すること
- ⑤参加学生に関すること
- ⑥実施後の評価と反省
- ⑦同行教員に関すること
- ⑧事故・危機管理

(2) 調査対象

教養部が設置されている4年制大学15校を選んで調査対象とし、担当者に面接して、各大学の研修プログラムの現状を聞きとる方法で調査した。以下、調査項目の順に調査結果について述べる。（東山）

3. 調査結果の分析と考察

(1) 語学研修の企画と実施の主体

表Ⅲ-1で示すように、海外研修の企画立案から実施までの担当主体は右記の機関で行われる。

海外語学研修の受け入れ・送り出し機関の設置、即ち、学内的なインフラストラクチャーの整備と確立を考えた場合に、その企画立案を行う機関は、「国際交流委員会」から発足して、「国際交流センター」へと機構整備されることを示唆している。

上記の機関の構成メンバーは次の通りである。

①企画立案を行う機関……………学部代表の教授・職員

②企画立案から実施まで行う機関…
…①の機関のメンバー・同行教職員

①と②に共通するメンバーとしては、国際事情に豊富な経験と知識に精通し

ている外国人スタッフの採用である。なお、事務職員の同行については、研修旅行にかかわる事務一般と、職員の研修を兼ねるものである。

企画・実施・同行に関連する事務職員の所属は、学生課・学務課・庶務課・教務課・広報課・総務課・国際交流課などである。

表Ⅲ-1の機関の業務内容は、次の5点に要約できる。

- ④留学生の受け入れ・送り出し業務……………長期。1年以上。
- ⑥語学研修生の受け入れ・送り出し業務……………短期。3～6週間。
- ⑦研究者の交換留学制度……………中・長期。6ヶ月～1年以上。
- ④受け入れ国・受け入れ先機関の調査……………英語圏→他言語圏。
- ⑥受け入れ・送り出し体制の教育面・財政面・施設面の整備。

○教育面：トーフル（TOEFL）・トーイック（TOEIC）・英検（STEP）などの公的認定テストを利用した選抜制度の活用

○財政面：大学によっては、運営資金として国際交流基金を設け、国際教育交流制度を財政面からバックアップしている。

○施設面：受け入れ・送り出し体制の設備面として、宿泊設備と研修設備を併せ持つ「留学生センター」（仮称）を設置している大学もある。ここでは、海外の留学生と国内の学生を同室にして、文化・語学面のみならず人間的交流を促進するシステムをとっている。

上記の④は留学生の交流拡大、⑥は研修生の交流拡大、⑦は学術研究の交流拡大、④は国際交流先の拡大、そして⑥は国際教育の拡大充実につながるものと考えられる。

(2) 教育的意義・目的・内容

表Ⅲ-2を要約すれば、次のようになる。

- ①……………語学の運用能力の向上をめざす。
 - ②、④……………語学力を通じて他国の社会および文化への理解を深める。
 - ⑥……………他国への理解をもとにして、日本の社会および文化を再認識する。
 - ③、⑤、⑦、……………研修先の人々とのコミュニケーションを通じて自己の再発見につとめる。
- これらの研修目的を達成するために、次のような3点の指摘があった。

表Ⅲ-1 語学研修の企画の実施の担当機関名

企画・実施	企 画	大学数(校)
国際交流委員会		3
国際センター		3
国際交流センター		1
国際交流センター	主 事 会	1
国際交流委員会	国際交流課センター	1
国際交流運営委員会	国際交流委員会	1
国際交流部		1
海外研修実行委員会	各学部研修委員会	1
海外研修旅行実行委員会	国際交流委員会	1
各種サマープログラム実行委員会	一般教育委員会	1
語学センター		1

④学生の資質と能力に応じて、具体的な研修目的とプログラムを設定すること。

⑤研修先の学生と同様の待遇を受けられるような配慮をすること。

⑥研修先と間接的（書簡・電話・ファックス）に、直接的（現地調査）に連絡をとりあうこと。

(3) 研修の概要

①開始時期

開始時期については、④第1語学（英語）の発足年度と、⑤第2語学（ドイツ語・フランス語等）の発足年度とに分けて考える。④については表

Ⅲ-3の通りであるが、⑤については研修制度そのものの歴史は浅く、1980年（1校）、1985年（1校）、1989年（1校）となっている。

②カリキュラムとの関連（単位認定）

研修終了後に、何らかの形式で単位を認定している大学数と、その大学で認可している科目と単位については、表Ⅲ-4および5のようになる。

表Ⅲ-2 語学研修の目的

項 目	大学数（校）
①語学研修（実用英語の修得）	13
②異文化体験	11
③国際人の養成	6
④地域研究（文化・歴史・社会生活）	3
⑤個性と精神の錬磨	3
⑥日本文化の理解と再認識	2
⑦建学の精神の具現化	2

（複数回答による）

表Ⅲ-3 第1語学（英語）の研修開始時期

発 足 年 度	大学数（校）
1 9 7 0	1
1 9 7 5	1
1 9 7 8	1
1 9 8 0	1
1 9 8 3	2
1 9 8 7	3
不 明	6

表Ⅲ-5 単位認定科目

科 目	単 位
英 米 事 情	4
言 語 と 文 化	4
英 米 事 情	2
海 外 英 語 研 修 講 座	2
海 外 英 語 実 習	2
英 語（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ）	2
英 会 話（英 作 文）	2
英 会 話Ⅰ 又 はⅡ	2
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2

表Ⅲ-4 単位認定実施校

単 位 認 定	大学数（校）
実 施 し て い る	10
実 施 し て い な い	5

③④期間、⑤時期、⑥対象学生、⑦参加定員、⑧同行教員、⑨添乗員の有無

語学研修の期間についてまとめてみると、表Ⅲ-6のようになる。研修期間との関連で上記の⑥～⑦の留意点を述べると、次のようになる。

⑤時期：夏は7～8月、冬は2～3月。

⑥対象学生：全学部全学年を対象にするのが11校。

⑦参加定員：30人前後（10校）、60人（1校）、希望者全員（1校）。

⑧同行教職員：参加学生30人前後で教員2名、職員1名が平均値。

同行教員が2名の場合、内1名を国際交流センターの教員で担当するケースがある。また、大学によっては、在外研修決定の教員が研修ツアーを兼務するケースもある。

⑨添乗員：有（4校）、無（8校）。

④費用（①費用の概算、②大学からの補助金の有無、③小遣いの額、④ローンのシステムの有無）

①費用の概算

研修費用と研修期間を関連づけて分類すると、表Ⅲ-7のようになる。

大学によっては、大学からの補助金や奨学金、または国際交流基金からの補助金等を考慮に入れて、研修費用の件を考えなければならぬので、表Ⅲ-7はあくまで参考資料とみるべきである。

②大学からの補助金の有無

補助金の内訳に関して、次のような3点の指摘があった。

③は参加学生に対して、④、⑤はツアーに対しての具体例である。

⑥一人当たり3万円の補助（1大学）。

⑦Japan Festival 又はFarewell Partyへの補助（2大学）。

⑧国際交流基金等からの補助（2大学）。

⑨小遣いの額

研修期間中の小遣いの額については、表Ⅲ-9のようになる。

④ローン・システムの有無

大学としては、旅行業者のすすめるローンシステムを採用しているのは少ない。

表Ⅲ-6 語学研修の期間（12大学）

期間（日）	大学数（校）
21	2
26	2
28	3
30	1
35	1
42	2
50	1

表Ⅲ-7 研修費用と研修期間の関連（12大学）

研修費用（万）	研修期間（日）	大学数（校）
35	21	1
40	21	1
43	30	1
45	42	1
50	26	1
50	28	1
60	28	1
60	26	1
60	43	1
65	35	1
80	50	1
不明	28	1

表Ⅲ-8 大学からの補助金の有無

項目	大学数（校）
補助金あり	5
補助金なし	10

表Ⅲ-9 研修期間中の小遣いの額

内訳	大学数（校）
別に定めず	10
20万円	1
10万円	2
T.C.をすすめる	2

⑤ 研修地域

研修地域と研修サービスの提供主体について分類してみると、表Ⅲ-10のようになる。

表Ⅲ-10 研修地域と研修サービスの提供主体について

研 修 地 域	研 修 サ ー ビ ス の 提 供 主 体	大学数(校)
ア メ リ カ	南メソジスト大, イリノイ大, アーモスト大, シアトル大, タコマ大, ジョージ・ワシントン大, カリフォルニア州立大, St. トーマス大, 西ワシントン大, ウッドベリイ大, オレゴン大, ハワイ大	12
カ ナ ダ	ジョン・アボット大, コロンビア大, トロント大	3
ニュージーランド	ニュージーランド大	1
イ ギ リ ス	ケント大, リーズ大, ケンブリッジ大	3
ド イ ツ	マインツ大	1
中 国	吉林大	1
インドネシア	サティオワ・ジャワ大	1

⑥ 研修システム (④研修機関とのコンタクトの方法、⑥研修サービスの提供主体、③宿泊、

④オプション・ツアーの取り入れ方と問題点)

④研修機関とのコンタクトの方法

大学の多くは、既に姉妹校提携制度、研修生の送り出し・受け入れ制度がほぼ確立されているので、緊密な連絡体制が可能である。具体的には次のような指摘があった。

④研修地に職員が常駐している。

④国際交流センターが窓口となり、常時、研修先と連絡をとりあっている。

④大学間交流協定 (Institutional Cooperation Agreement) の締結によって、研修先と綿密な情報交換が可能である。

④外国人スタッフが交流センターに常駐するシステムによって、スムーズな意志伝達が可能となる。

⑥研修サービスの提供主体

表Ⅲ-10「研修地域と研修サービスの提供主体」の表を参照。

③宿泊

学生寮を使うことについて (表Ⅲ-11) 次の二点の指摘があった。

④先方の学生と同部屋にステイする。

④学生寮使用の目的は、提供条件の均一化にある。

④オプション・ツアーの取入れ方と問題点

ツアーの実施の実態は表Ⅲ-12のようになる。

ツアーの実施について次のような指摘があった。

表Ⅲ-11 宿泊方法について

宿 泊 方 法	大学数(校)
学 生 寮	7
ホ ー ム ・ ス テ イ	3
学生寮+週末ホーム・ステイ (前泊学生寮+後泊ホーム・ステイ)	4
現 地 日 本 校 の 学 生 寮	1

表Ⅲ-12 研修期間中のオプション・ツアーの実施について

内 訳	大学数(校)
実 施 す る	12
原則として取り入れない	3

⑥研修終了後にツアーを実施する(10大学)、研修前に実施する(1大学)、不明(1大学)。

⑦研修終了後のツアーは、学生側の開放気分によって、研修の意義を損う場合もありうるので、Field-Tripを採用する大学もある。

(4) 旅行業者

①検討対象業者の数と社名

各大学とも検討業者の数は平均5～6社である。業者の主だったところは次のようになっている。

近畿日本ツーリスト、日本交通公社、日本旅行、東急観光、トラベル日本、ISA、日通旅行、ILS、他。

②業者の選択と決定理由

業者選択の主だった方法として、次の2点があげられる。

①見積書の提出によって。

②競争入札によって。

なお決定に伴う付随理由として次の3点が指摘されている。

①研修地の情報に強くて、常時、連絡のとりやすい業者。

②緊急時の対応マニュアルを完備し実行可能な業者。

③飛行機等の輸送機関の手配に強い業者。

③旅行業者の問題点

あえて取り上げるような問題点はない。要望事項として次の3点があげられる。

①添乗員のサービス精神

②輸送の手配(緊急予約を含む)

③現地係員のサービス

④企画・立案の業者の関与の程度

企画・立案という内容面まで関与させている大学はない。業者は企画・立案に関連して大事ではあるが、次のような補佐的役割を担っている。

①情報収集、②航空券の手配、③輸送の円滑化、④渡航手続き、⑤事前事後指導のアドバイザー役。(山田)

(5) 参加学生に関すること

①企画立案に対する学生の希望の反映

表Ⅲ-13に示すように、11校では、語学研修の企画立案は実施主体である語学研修センターまたは委員会において行われ、その段階で参加学生の希望は取り入れられていない。11校のうち5校では研修終了後に提出された学生のレポートや感想、反省の内容を次年度の企画に反映させるように配慮されている。1校だけは、事前に学生にアンケートを実施し、研修国の選定、ホームステイか学生寮かを決定する際の参考にしてしている。

表Ⅲ-13 企画立案に対する学生の希望の反映

	大 学 数
研修企画に関して事前に学生の希望を調査しない	6
前年度参加学生の反省や感想を反映する	5
事前にアンケートを実施し、学生の希望を反映	1
不 明	3
計	15

②企画に対する学生の反応—応募状況

表Ⅲ-14に示すように、今回調査対象となった大学の1/4ではほぼ定員どおり、1/4で1.5～2倍の応募があり、1校だけは毎年定員の3～4倍の応募がある。年度によって応募の状況が変動すると答えた大学のうち1校は、今年度に限って応募者が減ったもので、その理由として旅行代金が値上がりしたことを挙げている。他の1校は、研修先によって応募状況が変わることを指摘している。カナダ、イギリスの場合に応募者が多くなる傾向は2校が指摘している。男女の内訳をみると、何れの大学でも女子学生が多いようである。応募者が定員を超えた場合、1校は応募者全員を研修に参加させているが、その他の大学では面接、説明会、英語力の程度などによって定員（約30名前後、1校のみ60名）にしぼっている。

表Ⅲ-14 学生の応募状況

	大 学 数
定 員 の 範 囲 内	4
定 員 の 1.5 ～ 2 倍	4
定 員 の 3 ～ 4 倍	1
年 によって 変 動 す る	2
不 明	4
計	15

③研修に対する学生の反応—満足度

参加学生の研修に対する満足度は、表Ⅲ-15に示されるように、概して現状の研修内容に満足しているといえるだろう。ただし、今回の調査では、全体の印象を問うたにとどまっており、研修の「何に満足しているか」を知ることはできなかった。

表Ⅲ-15 研修に対する学生の満足度

	大 学 数
非常に満足している	7
とりたてて不満はない	1
非常に満足している学生やら、やや不満を感じる学生まである	1
おおむね満足している	3
不 明	3
計	15

④事前指導の内容

事前指導は、どの程度徹底して行うかによって次の3つのタイプに分けることができる（表Ⅲ-16）。

表Ⅲ-16 事前指導の内容

	大 学 数
徹底した事前指導をおこなう	4
8～10回のオリエンテーション	6
2～8回のオリエンテーション	3
そ の 他	2
計	15

(a)徹底した指導を行う(4校)

宿泊研修を重ね、参加学生間の人間関係を深めるとともに、マナーの習得、研修先の国と研修地、研修大学についての情報を得ることと理解すること、さらに語学のトレーニングに至るまで、集中的に徹底して指導する。

(b)8～10回のオリエンテーションを行う(6校)

渡航手続き、研修国、研修大学についての紹介、生活全般に関する指導、語学指導を8～10回のなかで行う。

(c)2～3回のオリエンテーションを行う(3校)

このタイプの大学は、海外研修の歴史が長く、ノウハウが確立しており、現地での指導協力体制が整備されているので、事前指導をとくに丁寧にしなくてもよいのである。

なお、語学力の指導については、内容の差はあるにしてもどの大学も力をいれている。個別指導や合宿指導もまれではない。

海外語学研修の実施にあたって大学は事前指導と準備に多大のエネルギーと時間をかける。研修が充実し、安全に遂行され、研修が成功するか否かを左右するものはひとつには事前指導の適切さであると思われるので、学生の実情に合った独自のプログラムを作ることが課題である。

⑤ 学生側の問題点

①ルール違反

「集合時間に遅れる」「無断で授業を欠席する」「門限を守らない」など、時間のルールを守れないことがもっとも頻発しやすい問題点として挙げられているが、その他の生活のルールを守らないことも多く指摘されている。具体的に、授業を欠席して観光に出掛けていた例について関係者に迷惑をかけ、心配をさせた体験を聞いた。迷惑をかけるだけではなく、不慮の事故にもなりかねない。もし学生たちが、このような単独行動を本人の「自由」であると思いがちをしているとしたら、とんでもない誤解である。

同行教員が最も気を使い、エネルギーを使うのは、このような学生に対する管理と処置、指導である。時間を守らない学生やルールに反して単独行動をとった学生に対しては、強制送還の処置をとると明記している大学が1校あった。また、1校では単独行動を禁止し、4名の連体責任制をとっている。

②女子学生の異性に対する意識の問題

女子学生の異性に対する意識の問題を指摘する大学がある。外国男性への憧れから開放的になるのか、習慣のちがいであるのか、あるいは双方の誤解によるのか、女子学生の異性とのトラブルを心配する大学は少なくない。

以上のような問題点を防ぐために、事前指導の段階で十分に指導し、それでも時間を守れなかったり無断で欠席する学生については参加を辞退させることも考えておくべきであろう。

③ホストファミリーとのトラブル

生活習慣や誤解による多少のトラブルは起こっても止むを得ない。しかし、そのことを自分でホストファミリーと話し合うとか確かめて、処理していくところに人間的成長が期待されるし、研修の意味もある。いつまで待っても食事を用意してくれなかったとか、家の仕事(皿洗い、ペンキ塗り、芝刈りなど)を手伝わされた等の訴えは、その時々同行教員や業者を通じて臨機応変に処理できるものは処理し、お互いの誤解を解く努力をしたいものである。それでもなおかつホストファミリーとの相性が悪い場合は、変更の申し出をすれば事情によっては変更される。

(6) 研修実施後の評価・反省

研修の評価として、単位の認定を行う大学と行わない大学がある。（これについては、表Ⅲ－4 参照）

何れの大学においても研修が終わった時点で、研修報告や感想文を提出させている。それに基づいて体験記を発刊する大学が多い。帰国報告会を開催するところもある。実施に関わった委員会、研修大学の教員、業者、同行教員による合同反省会を実施する大学は3校である。

参加学生の感想や報告、実施した大学側の反省の結果を次年度の研修の企画立案にフィードバックし、生かすような建設的な方向性が研修をよりよきものにしていくと思われる。

(7) 同行教員に関すること

①研修実施についてのスタッフの合意

研修の実施にあたって「実施委員会」レベルの合意は得られているが、教員全体の合意が得られているかどうかについては不明もしくは「コンセンサスはある」との報告を得た。微妙なニュアンスの差はあるかもしれないが、おおむね合意は得られていると解釈できる。スタッフの合意を得ておくことは、同行教員にとっては支えになるだろう。

②研修企画に対する同行教員の意向の反映

表Ⅲ－17に示されているとおり、6校で委員会（またはそれに変わる組織）において企画立案され、同行教員の意向は直接的には反映されない。それは、企画立案されたあとで同行教員が決定すること、例年はほとんど同じ内容で実施されていること等が理由である。4校では、「同行教員が企画の中心となり、その意向を取り入れている」。うち1校では現地視察と打ち合せをする、と報告されている。しかし、同行教員の意向が委員会に反映される場合と、国際交流センター（またはそれに相当する組織や施設）の企画で同行教員が中心的に決定する場合とでは、内容的にはちがいがあのように推測される。

ある大学では、「研修期間中、現地で教員が自分の研究をできる体制を確立してほしい」という要望が出されているとのことであった。

表Ⅲ－17 同行教員の意向の反映

	大 学 数
同行教員の意向は反映できない	6
同行教員の意向を全面的にとり入れる	4
実施後の反省・意向を次年度の内容に反映させる	2
不 明	3
計	15

③同行教員の決定方法・ルールの有無

同行教員は、国際交流委員会、語学センター運営委員会など名称は異なるが、いずれも学内の実行委員会決定される。（この項については表Ⅲ－1 参照）実際の選定にあたっては、研修の目的や大学内の事情に応じてさまざまな条件が考慮されている。その条件は多様である。順番制で選定されるにしても委員である教員や語学の教員に偏って選定されるにしても、個人の研究計画との関連もあるので、長い目でみた計画的な選定がされるよう、いろいろと苦勞している現状が伺える。

④同行教員の費用負担

同行教員の費用は、いずれの大学でもすべて法人の全額負担となっている。大学の学内規定に従って、旅費、宿泊費、日当が支給される。それ以外の費用負担は、大学によってさまざまである。例えば、いざという時に備えて現金を準備する、学長名による支度金を支給する、フィルム代を支給するなど。

⑤同行教員への配慮

④に述べた費用の負担のほか、法人負担の保険を組むことが実施されている。その他では、1校で、緊急事態が発生した時に現地の宗教団の支部の支援が受けられるような連携がとれている。不慣れな外国では不安が高いため、頼れるところがあれば不安が軽減されるだろう。

(8) 事故・危機管理

①事前調査の実施状況

表Ⅲ-18に示されているように、事前調査を毎回行うのは2校である。初めての研修先についてのみ事前調査を行うのが2校である。その他の大学では、研修先の大学とのコンタクトがすでに充分できあがっていたり、教員の個人的な留学体験や研修大学との個人的な接触によって事前調査にあたる内容が充分になされていると判断できるので、大学として改めて実施する必要性がないからであろう。従って、いずれの大学も研修先の事情については、十分な把握をしているといえるだろう。今回の調査では、同行教員が事前に研修先に派遣されることは少ない。事前調査をすることによってはじめて気づくことは多いはずであり、不安が軽減される効果はおおきい。同行教員が現地の情報をよく把握した上で研修に臨むために、事前調査を実施することが望ましいであろう。

表Ⅲ-18 事前調査の実施状況

	大 学 数
研修大学に一任し、事前調査は行わない	4
事前調査は行っていない	3
初回の時には実施する	2
事前調査を必ず実施する	2
法人関係者による視察	1
その他	3
計	15

②対応のシナリオ

表Ⅲ-19に見るとおり、約5割(8校)では、危機管理に関するシナリオは無い。これは恐らく、業者を通して危機に対応することになっているものと思われる。シナリオがあると答えた大学では、緊急連絡網の整備と国際交流課、実行委員会が緊急事態の対応にあたるという申し合わせをその内容としている。ある大学では、事故に遇ってしまった時に迅速な処置ができるように「学生カード」を携帯させる。このカードには、英語で必要な個人データ、すなわち、氏名、身分、血液型、RH、投薬中の薬名、アメリカの保険会社、日本語のホットライン、が記入されている。

危機管理のシナリオは、それがどんなに綿密であっても、うまく機能しなければ絵に描いた餅である。従って、大学の現状を踏まえた上で最もよく機能する内容のシナリオを練ることが必要である。そのためには、知識と経験の蓄積が重要であろう。

表Ⅲ-19 危機対応のシナリオ

	大 学 数
危機対応のシナリオは作られていない	6
危機対応のシナリオが作られている	5
現在検討中である	2
不 明	2
計	15

③事故発生時の補償措置

補償は、保険で賄われる。6校では、保険は学生が個人的に保険を組み、大学は関与しない。4校は大学が学生全員に一律の保険料を負担し、父兄が希望すれば個人的にそれに上積みできるかたちの保険を組んでいる。4校では、強制保険のみである（表Ⅲ-20）。

表Ⅲ-20 事故発生時の補償措置

	大 学 数
学生が個人的に保険をかける	6
強制保険	4
大学が負担して保険をかける	4
不 明	1
計	15

④同行教員の責任領域、責任関係

表Ⅲ-21に示されるように、6校では「マニュアルはない」。マニュアルはないが、「職場放棄以外は大学の責任である」という合意が得られているとするのが1校、「現地集合から現地解散まで」とするものが1校であった。マニュアルがあると1校が答えているが、その詳細について情報が得られなかったのは残念である。現在の時点では、同行教員の責任関係をマニュアルとして明確に規定すべきであるという意識はあまり一般的ではないように思われる。モデルとなるような内容のものがあれば、参考になるであろう。

学校事故の判例について弁護士と相談している大学が2校あるが、他の大学ではそこまではやっていない。ただ、万が一に備えて、「両親に対する説明会を実施し、同意書をとっておく」が1校あった。

表Ⅲ-21 同行教員の責任

	大 学 数
マニュアルは作られていない	6
マニュアルはある	1
その他	3
不 明	5
計	15

(5) 提訴時の同行教員に対する法人のバックアップ

「すでに検討済みである」のは2校あり、提訴された場合の対策が考えられているようである。今回の調査では詳細は聞きえていないが、今後この問題を検討しようとしている大学にとって、その内容は参考になるであろう。

ほとんどの大学では、この問題についての明確な答えを得られなかったが、不幸にして学生またはその親に提訴された場合に、法人が責任を問われても同行教員の個人的責任が問われることはないとは常識的には解釈できるであろう。しかし、それでは不十分であるという意見は当然考えられることであり、今後の十分な検討が期待される。

⑥過去における事故歴

どの大学においても、研修中の事故は一件も報告されていない。

「事故」ではないが、発熱、下痢など体調を崩した程度のものは5校で報告され、研修後のツアーでの事故が一件報告されたに留まっている。大学や教員たちが、事故の起こらないようにいかに努力し、未然に防いでいるのかがわかる。

⑦その他の事故防止・安全対策

具体的に記述されたものを挙げると、a. 誓約書・同意書をとる。b. 事前の説明会に父兄の出席を求め、外国の事故には責任を負えないこともありうることを説明し、了解を得ておく。c. 事前指導において以下の項目はとくに徹底する。すなわち、単独行動の禁止、ルール違反をしないこと（強制送還されることあり）、自動車運転の禁止、拳銃所持の禁止、危険な所へ行かないこと、病気にかからない努力、体調の悪い時には早めに申しでること等。

以上、事故・危機管理について検討してきた。事前に、あり得る限りのケースを想定して慎重かつ十分な体制を整備する努力が重要であることが明白になった。しかし、不幸にして事故が起こってしまった場合に、その体制に基づいて十分な「機能」を発揮できることはさらに重要なことである。ちょっとしたくいちがいや判断のミス、連絡不十分などの「すきま」が対応を誤らせることになる危険性を孕んでいる。語学研修の実施に際してわれわれ実施者に求められているのは、そのような組織的・心理的準備性であるといえよう。（東山）

4. 課 題

(1)問題の所在

われわれの今回の調査研究を通じていくつかの問題点が明らかになった。その詳細は前節に譲るとして、本節では「海外語学研修」の根幹に触れる問題について検討してみよう。端的に言えば、それは受け入れ機関に対する送り出し機関の「リサーチ」の欠如とそれに付随する諸問題、および危機管理に関わる問題である。

すなわち第1に、多くの送り出し機関は、受け入れ機関の i) アク্রেディテーションの状況、ii) 全米総合大学協会(AAU)や全米カレッジ学長会議(AACP)などへの加盟の有無⁽⁹⁾、といった「資格」に関する徹底した調査を実施していないということである。受け入れ機関は、各大学の専任教員の個人的コネクションや、留学斡旋業者の紹介によって決定する場合が多い。「留学」ではなく「研修」なのであるから、そうした調査手続きは不要との論も成り立つ。

だが送り出し機関の中には、「研修」を狭義の「留学」と混同するケースも見られる。たとえば、別科的組織やアクレディットされていない機関への短期送り出し(=研修)を「留学」と同様に扱い、単位認定まで行う場合⁽¹⁰⁾などがその典型である。そして、「学生獲得戦略」からその旨を入学案内に表示し、「研修」をあたかも「留学」と錯覚させるような記述も散見さ

れる。だが、受け入れ機関の「資格」に関する詳細な調査を伴わない限り、これは「教育消費者」に対する虚偽表示・誇大広告である。

さらに、こうした実態こそが、英米の大学がわが国の大学を軽視する一因となっている⁴⁴、との指摘も見られる。

第2に事故・危機管理に関することである。多くの大学では、事前のオリエンテーションを通じて諸注意を与え、事故防止に努めているようである。学外、とりわけ様々な面で国内とは違った実情にある海外における研修であることから、病気・事故を惹起する確率はより一層高くなるものと思われる。したがって、その徹底した防止策を講ずることはもちろんのこと、学校側が主体的に企画・実施の任に当たる以上、どのような責任をどこまで遺漏なく負うべきなのか、を多面的に検討することも重要な課題となろう。

前節における指摘にも見られるように、研修内容のソフト面のみならず、それを包む環境としての地域の実情調査も、いささか不十分である。また、引率者の責任領域・責任関係についても、詳細な検討を行っている機関は少なく、こうした問題に対する意識は、驚くほど希薄である。

第3の問題点は、参加者の質に関することである。多くの送り出し機関では、一応「選抜制度」を導入しているが、それは定員オーバーによる員数合わせの観がぬぐえない。トーフ（TOEFL）などを利用して厳しい評価をし、一定の学力水準以上の者を派遣するといった積極的な政策は、一部の機関を除き一般には、採用されていない。つまり「能力主義」の原則は貫徹されず、単に応募者を送り込むという発想の域を脱していないのである。したがってそこには何の原理・原則も見当たらない。そのため「海外語学研修」は、「余暇欲求」に喚起された「消費的教育需要」の充足を目的としたプログラムに墮す懸念もある。「研修参加者の中には、『海外語学研修』の教育的意義が十分理解できず、目的意識の希薄な者も多い」との証言⁴⁵は、こうした事実を如実に示すものといえよう。

(2) 学内のインフラストラクチャーの整備とバックアップ体制の必要性

上記のような諸問題の克服のためには、様々な処方箋が考えられるが、ここでは、学内の対応面に焦点を当てて検討してみよう。

①「リサーチ能力」の向上

単位認定を行う以上、たとえそれが制度的に「研修」であったとしても、受け入れ機関の「資格」に関する事前の詳細なリサーチは不可欠である。また単位認定を行わない場合でも、それに費される多額の貨幣的・時間的コストに鑑みれば、そこで提供される「教育サービス」の質を客観的に把握し得る情報は、できるだけ多く収集すべきであろう。

こうした手続きの欠如は、長期的には大学の教育水準を低下させ、「知的国際主義」という大学の「レーゾンデートル」⁴⁶を突き崩すことにもなりかねない。だが、大学内の一部スタッフのボランティア的活動に支えられた「教育交流」には自と限界がある。それゆえ、業者にバックアップされた商業ベースに乗る限りでの「研修」の域を超えることは望めない。何よりも研修参加学生の「全面発達」を保障する仕組みが必要なのである。海外大学との交流協定に基づくところの狭義の「留学」のレベルにまで昇華させるためには、こうした体制では人的・物的側面で不十分であろう。また、各機関の「リサーチ能力」の如何は、事故防止、危機管理体制を根底で支える重要なファクターともなりうるものである。なぜなら各機関自身による現地事前調査の信頼性と、リアルタイムに近い現状把握を保障する情報ネットワークの整備は、その情報収集能力に依拠するからである。

そのため、「国際教育交流」の企画、立案、情報収集、研修実施期間中のバックアップ、留

学事務の取扱い、などを専門的に管掌する「学内組織的インフラストラクチャー」の整備を図らなければならないのである。具体的には、大学の構成員（教員、職員、学生）全体の質的レベルアップとともに、国際的常識に合致した学則、カリキュラム、施設設備面の拡充がその内実とならう。

②「質的問題」への対応

現行プログラムの多くは、厳しい「能力主義」の原則に徹していない。そしてそれらは、「異文化体験学習」とか「語学研修」といった教育的装いをもちつつも、「急減対策」あるいは「学生募集の目だま」といった正当化の論理に支えられている。だがその実態は、最近とりわけ一部高等教育機関などで、「急減対策」として積極的に取り組まれている、「余暇欲求の充足」をねらいとした「高等教育の周辺部分の整備（大学のレジャーランド化）戦略」と軌を一にするものである。

先日の大学審議会の答申にも見られるように、今後の「急減期」にあつては、より一層「大学教育の質」が問われる時代となるものと予想される。また、文部省による留学の実態調査や留学をめぐる訴訟の出現は、「国際交流」の難しさを雄弁に物語っている。こうした環境要因の下では、斡旋業者にバックアップされた小手先の皮相的対応は、かえって大学の存立基盤を危なくする遠因ともなりかねない。

したがって、本学は、他の「海外語学研修」先発大学の実施水準に満足するだけでなく、後発者としてのメリット—いわゆる「後発効果」（先発者の長所・短所を見極め、長所を摂取することができる効果）を十分生かした戦略を採るべきである。少なくとも「ホームステイ制度」を導入した「海外語学研修」の教育的意義を認め、急減期をにらんだ「大学経営戦略」の一環とするためには、次のような配慮が必要であらう。

すなわちそれは、参加学生のモラル、とりわけ学習意欲の向上という「投資的教育需要」の側面を喚起することである。それゆえ、「参加意志」と「経済的因子」による員数合わせ的な参加者の決定という方針は避けるべきである。学生の「余暇欲求」に応答する「消費的教育需要」に対応した「研修」、あるいは「旅行」に徹するならば、「受益者負担の原則」に基づくそれもやむを得ない。だが、「海外語学研修」が、学生の付加価値を高めることをねらいとするならば、またそれが真の「急減対策」として将来の志願者への誘因となり得るものならば、その「教育経費」は受益者が受益の程度に応じて負担すべきであらう。

たとえば、「能力主義」と「機会均等の原理」のバランスある貫徹をねらいとした、以下のような施策の導入も考えられないではない。すなわちそれは、i) 厳しい選抜基準による「研修参加者適格者主義」の原則の採用と、ii) 一定の「奨学金ないしは補助金制度」の創設、である。i) は、いみじくもプラトンが外国派遣者の要件として、「一流の美しくもまた善い人々」¹⁴と指摘した故事を彷彿とさせる。他方 ii) は、志願者の量的拡大とその質的レベルアップのための効果的誘因（呼び水の先行投資）であると思われる。

こうした積極的な将来展望を抜きにしては、「国際教育交流」といっても、その内実は上記のように斡旋業者の採算ベースの枠内での「研修」に矮小化する懸念もある。

③「受け入れ」体制の整備

また、「送り出し」と同時に「受け入れ」についても考慮しなければならない。なぜならわれわれは、参加意思はあっても何らかの事情（e.g. 経済的要因、選抜漏れ）で「送り出し」の枠から外れた学生の「教育権保障義務」を負っているからである。したがって、「送り出し」で対応できない部分については、積極的に「受け入れ」を行い、「国際教育交流」の場を本学内で設置することも重要な戦略の一つとならう。

こうした「受け入れ」を「送り出し」と同時進行させるならば、それは夏期休業中遊休化する学内資源の活性利用にもつながるものと期待される。さらに大学は、学生のみならず「地域社会」にもこうした国際化の果実を積極的に還元し、その蒙を啓き地域の国際化の牽引車としての役割を担わなければならない。

以上の諸点に鑑みると、本学教養部において、今後の「急減対策」として提起されている「国際化戦略」（空間的拡張）と「生涯教育化戦略」（時間的拡張）は、「受け入れ」を媒介として容易に統合し得るかも知れない。こうした意味では、「国際教育交流」の拠点たる「学内組織的インフラストラクチャー」は、大学の「教育機会の時間的空間的拡張戦略」に、同時対応可能な主体であることが求められよう。その早期整備が待たれるのである。

④責任関係

先に指摘したように、この問題について綿密な調査を行っている機関はほとんど見当たらない。それは前節の指摘にも見られるように、重大な事故を経験していないことと、具体的な事故のケースを事前に想定することの困難さにあるものと思われる。

だが、事前に予知できる大枠の中で、語学研修に関わるファクター（e.g. 研修実施機関、研修受け入れ機関、引率教職員、旅行業者、参加学生およびその親権者）の責任範囲とその軽重等々について、学校事故判例・法制などを勘案しつつ、積極的に検討することは重要な課題である。

なぜならこうした検討を通じ、各機関および引率者はどのような法的責任関係にあり、最低限どのような義務を履行せねばならないのか、ということがある程度明確になるからである。そして究極的には、少なくとも各機関および引率者の側の重過失による事故の発生を、抑止せしめる効果を伴うものと思われる。

具体的には、以下のような枠組の中で、多面的に検討することも一考であろう。すなわち、それは i) 設置主体の違い（国公立か私立か）による引率教職員の責任の在り方の相違、ii) 参加学生が「加害者」である場合の、本人および親権者の責任、ならびに引率教職員「監督義務違反」の問われ方、iii) 参加学生が「被害者」である場合の引率教職員の「注意義務違反」の問われ方、iv) 旅行業者の語学研修への関与の程度による責任の相違、v) 学生への補助金の有無と大学の責任の相関、といったことである。

こうした作業を通じて、大学および引率教職員の「監督義務」および「注意義務」の範囲について一定のマニュアルを策定することは、より安全で質の高い語学研修制度を整備拡充する上で、不可欠な作業であると思われる。（高見）

第4章 米国の大学における語学教育事情

前3章において、我が国の高等教育機関における国際教育交流制度の類型や意義の認識、および、アンケート調査の結果に基づく、海外語学研修プログラム実施についての分析を見て来た。本章では、実際に語学研修の実施を検討、立案するに当たって最も重要な問題である研修先の選定に関し、長年の実績を有する米国の大学を対象に取り上げ、そこでの語学教育事情の視察資料を中心に検討を行う。

1. 事前調査の必要性

我が国の高等教育機関における国際化教育への積極的な取り組みの必要性がますます高まる中で、学生のための交換留学や語学研修の実施に向かって、各大学が一層の努力を傾けている。このような状況にあって、本学としてもこの問題への具体的検討に取りかかり、教養部の学生を対象とした海外語学研修の実施に踏み切った。

計画案検討に先立ち、1989年11月、10日間に亘って、学生の海外留学・研修に関する米国教育事情視察旅行⁶⁾に参加の機会を得た。これは、本学にとって最初の試みとなる語学研修先として米国の大学を選ぶに当たり、長年の経験と実績を有する米国諸大学の語学教育のシステムや、現地での生活環境、安全性の確認等、事前に視察するための研修旅行であった。視察の主眼は、大学生のための短期語学研修プログラムにおいた。

今回の視察先は、主として、米国西海岸地域（カリフォルニア州）の州立大学および私立大学数校と中西部地域（コロラド州）の1大学であった。（表Ⅳ-1および2を参照）

「Barron's Profiles of American Colleges」⁷⁾によれば、米国内の“accredited four-year college”、いわゆる4年制大学として認定された大学だけでも約1500校程になり、その他短大、専門学校等を含めれば、約3000校程になる。その中、約300大学に外国人のための語学教育を目的とした英語集中講座としてのエクステンションコースが設けられている。

このように多数の研修先の教育機関がある中で、それぞれの大学について資料による情報の入手は可能である。しかし、実際に研修先を決定する際には、研修担当者が直接現地を視察調査の上、そこで行なわれている語学教育プログラムはもちろん、立地条件、環境状態、学生寮等の施設の内容、ホームステイの場合の諸条件、更に全般的な安全性等につき、受け入れ側責任者との意見交換を通じて得られる情報に基づいての検討が不可欠であろう。

2. 語学研修のための英語教育システム

米国の大学における外国人学生のための英語教育は、エクステンションコースの中で長期または短期の英語集中講座形式で行われている。本来の目的は、米国大学へ留学する学生の英語力熟達にあるが、最近では、短期語学研修プログラムへの参加者の増加に応じて、各大学共多様なプログラムを組み、エクステンション活動の強化を目指している。これは、米国の多くの大学の経営上の活性化にとって欠くべからざる組織として活用されていることを意味する。

さて、前述の視察旅行から得られた資料を基にして、それぞれの大学における外国人学生のための英語教育システムを検討した結果、下記の如き2タイプへの類別を試みた。

(1) 独立組織タイプ

これは、通常のエクステンションコースの英語集中講座システムとして認識されているタイプで、州立大学等の大規模な大学に多くみられる。組織上では、一応分離独立して外国人留学生や語学研修生の受け入れシステムとして機能している。運営は専任のスタッフにより行われているが、大学全体の経営基盤上の重要な役割を果たしている。

この場合、研修用施設としては、大学の教室棟の一部を利用する大学もあるが、多くは独立したエクステンションコース用の教育施設を有し、独自の教育活動を行なっている。ただし、いずれの場合であっても、大学キャンパス内の諸施設は一般学生と同様、自由に利用可能なシステムをとっている。

（表Ⅳ-1、2の大学中、1、3、4、5、および8がこのタイプに相当する。）

このタイプを選んで短期研修プログラムへの参加学生を送る場合、キャンパス内での研修生としての位置付を十分に認識させ、研修の目的や集中力の必要性を徹底させるための十分な事前研修がなされなければならない。すなわち、このタイプの大学での研修の場合、学生達が、広大なキャンパスの雰囲気によって圧倒され、研修への集中力が失われる可能性が大きく、研修目的にとってマイナスの結果を生じることにもなる。

(2) 内部組織タイプ

米国においては、州立大学等の公立大学に比較して、私立大学の数の減少化傾向が目立って

来ている。内部組織タイプのものは、私立大学に多く見られるもので、大学組織の中に組み込まれた集中英語講座として位置付けられている。従って、このタイプの大学における集中英語教育プログラムの作成にも、大学内のスタッフも協力体制をとり、ユニークな教育システムによる研修効果の向上を目指している。また、運営面においても、大学経営を支える組織の一端を担うものとして位置付けられている。

これは、最近の米国の緊迫した経済状況の中で、私立大学の経営危機に関しても厳しい局面が展開していると言われているが¹⁴⁾、そうした危機の回避方策の一助となるようエクステンションコースの拡充と発展に大きな期待を寄せていることの表明とも言えよう。このような私立大学の経営危機に直面して、“大学のマーケティング”論¹⁵⁾が提唱され、私学経営の将来の在り方が示唆されている。

このタイプでの語学研修を実施する場合、大規模な州立大学では求められないいくつかのメリットが見いだされる。すなわち、研修用施設としては、キャンパス内の通常の教育施設が使用され、その他の大学附属施設も、もちろん一般学生と同様に使用が許可される。又、キャンパスの規模も比較的小さく、留学生はもちろん、短期研修生であっても、プログラムへの集中度が持続し易いと思われる。更に、研修学生のレベルやニーズに応じて、適切なカリキュラムの組み立てや、異文化体験活動上の調整も容易であり、ユニークなプログラムによる研修が可能となることである。

(表Ⅳ-1、2の大学中、2、6、9、10、および11がこのタイプに相当する。)

このようなメリットを示す1例をあげると、私立女子大として知られたミルズカレッジでは、集中英語コースに留学中の学生であっても、英語力の上達が認められると一般学生のクラスに出席も可能であるとのことである。

以上、留学または語学研修を大学の組織上から2つのタイプ共、エクステンションコースとして集中英語教育プログラムの発展拡張が、大学の重要な経営基盤として位置付けされている点では共通していると言えよう。

3. 語学研修先の選定における留意点

前章で提示した語学研修の組織上の類別は、先に述べた米国教育事情視察およびその他の機会に入手した資料に基づいたものである。もちろん、米国には、その他多数の大学や、各地のコミュニティカレッジ、又は、私的な語学教育施設が存在し、多様なプログラムを提供していることは、周知のごとくである。

そのような多様な対象の中から適確な研修先を選定するに当たって、いくつかの留意点が指摘されよう。受け入れ大学側に対して留意すべき点は次の3つである。

(1) 研修プログラムの内容が、研修生のレベルに対して適切な考慮が払われているか、又、指導教員の適性についても、責任ある対応がなされているかについての確認。

(2) 学生達の滞在期間中の安全性について、真剣な配慮がなされているかの確認。

語学研修の成果は、研修生の安全性が確保されているか否かに依るところが大きい。従って、滞在方法を学生寮にするか、ホームステイにするか、いずれのケースにせよ、生活上の快適さと共に、安全性に関して、受け入れ大学側がいかに誠意を以て対処しているかが、研修先決定の重要なポイントとなろう。

最近、ホームステイ中のトラブルが、時折社会問題として新聞紙上等に批判的に取り上げられるが、これは受け入れ大学側の取り組みの甘さと共に、研修生への事前指導の不足にも起因する点も併せて考慮すべきである。

(3) 受け入れ大学側の姿勢として、語学研修が参加する学生にとって単なる英語の受身的な学習に終わることなく、さらに又、一方的異文化体験プログラムに偏ることのないよう、日本文化の理解に通じる活動をも盛り込むための配慮がなされているかの確認。

このような基本的コンセプトの了解を計ることにより、語学研修プログラムを通して相互理解を深める機会となることが望まれる。

4. まとめ

以上、主として米国における短期語学研修の実施に即して検討すべき点について述べて来た。しかし、現在はこのような語学研修を異文化体験とミックスさせたプログラムにより実施している大学にとって、いずれは、単位認定の方向に向けて一歩前進の必要性が生じることになる。又、最近の傾向では、高等教育機関としての大学が、留学制度の将来展望として、交換留学制度の充実、すなわち、海外大学との制度的提携や、単位の互換制の実現を目指すことになる。これは又、目下の急務とされる一般教育制度改革に於いても、検討課題の一つと視なされるべき問題である。更に最近では、米国に限らず、英国、カナダ、オーストラリアの大学も、日本の学生を対象にした留学や短期研修計画への参画に熱意を示し、我が国への働きかけも激化しているので、研修先の選定も多様化することになる。その他、海外からの留学生の受け入れ、研究者サイドの相互交換留学制度の促進等、今後ますます多様化する問題に対処すべく、大学として国際交流組織の実現への取り組みの検討が望まれることになる。 (武久)

Date	No	College/University	Meeting & discussion with
Nov. 16, '89	1	University of California Berkley	Director of Extension Program (English)
17	2	Mills College	Director and instructor of Extension Courses "The English Center for International Women"
Nov. 18, '89	3	Sonoma State University	Instructor & students of Extension Courses
19	4	California State University at Los Angeles	No Meeting on sunday (Free campus tour) Lectures were given later.
19	5	University of California Irvine	Director of Extension Courses
20	6	Claremont University Pitzer College	President of Pitzer College Director of PACE PROGRAM
23	7	University of Denver	Extension Administrative Director of English Language Center

(表Ⅳ-1) 調査対象大学リスト (米国教育事情視察による)

Aug. 1, '86	8	University of Hawaii at Manoa	Director of Extension Courses
Mar. 25, '88	9	Trinity University (Texas)	Professor of English Department
Mar. 25, '88	10	University of Pittsburgh at Johnstown	Vice President and professors of English Department
Aug. 8, '90	11	Pacific Union College	Director of English Extension Courses

(表Ⅳ-2) 調査対象大学リスト(上記視察以外)

(注) 表Ⅳ-2に示された大学は、表Ⅳ-1の視察研修とは別にそれぞれの時期に視察の機会を得た大学のリストである。

第Ⅴ章 今後の課題と提言

現代という時代の顕著な特色の一つは、社会が情報化・高齢化・国際化に向かって確実に大きく激しく変移していることにある。したがって、時代はそうした社会の移り変わりに対して適切な対応を、われわれに要求し要請しているといわなければならない。時代・社会への対応という点に立っていえば、教育はその際大きな関わりをもち、なかでも高等教育は時代・社会の要請に対して充分に応えられる内容をもつものでなければならない。

高等教育が大きな関わりをもち対応しなければならないというのは、まず、情報化については、社会の全体が情報に対して関心や依存の度合を著しく高めつつある現在、より正確でより良質の情報・知識が与えられる必要がある。同時に、より迅速で正しい判断の出来る能力を身につける必要がある。その意味で、高等教育はコンピュータ・リテラシー・情報処理教育を推進して対応しなければならないということである。また、高齢化については、社会福祉の問題などは他にゆずり高等教育の面からいえば、シルバーエイジへの生涯教育の一環として具体的対応が望まれているということである。それは大学の地域社会への公開や貢献の問題としても望まれることである。一般に週休二日制が普及定着し、また、科学技術が格段に進歩しそれに伴う知識の陳腐化が急速に進行しており、更に、余暇時間が増加していることなど指摘されているが、これらも踏まえて生涯学習の必要制はますます増大していくと思われる。

さて、本研究が直接関係する国際化については、高等教育におけるグローバル化の問題として対応しなければならないということである。今日、高等教育におけるグローバル化の問題として、つぎの3点を『平成5年度以降の高等教育の計画的整備について(答申)』(平成3年5月17日大学審議会)は指摘している。すなわち、①国際的に通用する教育システムの確立、②留学生の交流拡大・学術研究の国際交流の拡大、③国際社会で活躍できる人材の育成、である。ここに指摘される課題は極めて重要なものであることは繰り返していうまでもない。

このように、時代の提出する諸問題の中で、高等教育に対応を迫っている国際化に関して、本研究は高等教育機関における国際交流制度の教育面に限定し、併せて、本学で実施しようとする「海外語学研修」の位置づけに資するため、いくつかの視点からアプローチしようとした。

第II章では、今日多様化している「留学」を教育の制度・内容・目的の三側面から類型化した。まず、制度面から、①狭義の留学生の受け入れ・送り出し、②研修生の受け入れ・送り出し、に二分し、本学の海外語学研修は研修生の送り出しに相当する。次に、内容面からは、①依存型留学、②付加価値型留学に類別され、前者は高等教育の未整備に起因するものであるが、後者には短期間の異文化体験学習・海外語学研修が含まれて、ブラトン以来その教育的意義は認知されている。そして、目的面からは、①投資型、②消費型に分けられ、海外語学研修はこの二つを内包していると詳論した。最後に、海外語学研修の意義として、①他国の文化に触れる、②他国の文化を知り学ぶだけでなく自国のそれをも知り学ぶ機会となる、③自己形成力の錬磨となる、など明らかにした。

第III章では、各大学で実施されている海外語学研修のプログラムの現状について調査し、そこに見られる問題点を探り出し、その望ましいあり方を示すための分析考察をした。主な調査項目は研修の企画と実施の主体、意義目的、内容、研修の概要（単位認定、期間、費用）、参加学生に関する事、業者に関する事、実施後の評価と反省、同行教員に関する事、事故・危機管理体制であった。課題としては、今日の海外語学研修の根幹に関わって、送り出し機関の受け入れ先・大学のリサーチ欠如、それに付随して生ずる参加者の質の低下などの問題点を指摘した。リサーチ欠如は、例えば単位認定を行なおうとする場合、果してそれが妥当なものかどうかの問題として直ちに関わってくるのであり、長く見れば大学の教育水準の低下を招くなどに関わる。こうした観点から、国際交流の企画・実施を扱う学内組織、すなわち、人的・物的インフラストラクチャーの整備・確立をはからなければならないとした。これは受け入れ先の大学のリサーチだけでなく、他国からの留学生の受け入れの体制整備にも機能していくものであり、その果たす役割は今後重要性を増していくものとしたのである。

こうした調査の分析を通して終始問題となり望ましいことと議論されたのは、独自にプログラムの企画から実施に至るまでを取扱える学内組織の確立であった。この組織確立の中には交換留学制度や研修・留学に伴い偶発的に発生するかも知れない事故、それよりは事故予防に備える危機管理体制の確立なども含められていなければならない。ここでは、知識と経験の蓄積が大事なこととなる。

第IV章は、外国人の海外語学研修の受け入れ先の一つであるアメリカの大学の語学教育システムを中心とした調査報告である。語学教育システムとしては、①独立組織タイプ、②内部組織タイプ、の二つに類別される。どちらが研修先として適切であるかは内容・条件をよく検討しなければならない。ここでは、海外語学研修先の決定に到る留意点として、①研修プログラムの内容、②安全性、③受け入れ大学側の姿勢、の3点を示して、単位認定の問題を含め、海外大学との制度的提携の実現を提起した。

以上、本研究報告の内容を要約しながら、問題点を絞ってきた。国際教育交流を軌道に乗せるための全学的組織的インフラストラクチャーを、どのような形で確立していくかは充分な検討が必要であろう。「国際交流委員会（仮称）」のようなものからスタートさせて、「国際交流センター（仮称）」の創設に向かい、その所期の趣旨に添って知識と経験を蓄積していくのが最も基本的なステップではないかと考えられる。もちろん、そうした組織のもつ問題点も事前に検討していかなければならないであろう。

なお、本研究は平成2年度奈良大学特別研究費の助成を受けて行われた。（市川）

〈注〉

- (1) A. 大学の場合、以下のような諸施策が採られている。すなわち、i) 海外研修担当スタッフの現地採用制度、ii) 授業の全面委託制度、iii) 安全対策、緊急時への対応策としての「学生カード」の携行の義務化、iv) 入院・加療・手術などを行う場合に備えた事前承諾書（和文・英文）の準備、などである。
- (2) 詳しくは、井門富二夫「大学国際交流の現実—フィールドワーク・ノートの視点から—」、高等教育研究紀要第12号、p 47～p 48参照。
- (3) 同上論文、p 48
- (4) 喜多村和之「1990年代の国際教育交流と日本の高等教育への課題」、高等教育研究紀要第12号、p 157参照。
- (5) 詳しくは、岡田正三訳「プラトーン全集」第5巻 1971年参照。
- (6) 石附 実「留学の大衆化と多様化」、高等教育研究紀要第12号、p 4
- (7) 山村 健、天野郁夫、「青年期の進路選択」有斐閣、昭和55年、p 43～p 44
- (8) 調査項目は、今回の調査目的に沿って選択し、構成したものである。詳しくは資料を参照されたい。
 なお、聞き取りに協力いただいたのは、海外研修センター等の研修に直接関わっている事務担当者がほとんどであった。各項目の全てについて解答を得たわけではない。それは打ち合わせが不充分であったこと、質問項目が不明瞭であったこと等が理由である。結果を持ちよって検討した時点でかなりの点に気づいたことを反省している。今回は我々が聞きとれたものに限って分析考察したものであることをお断わりしておく。
- (9) 井門富二夫、前掲論文、p 48
- (10) 井門富二夫、前掲論文、同所
- (11) 筆者の行ったインタビューの中で、こうした証言が若干校で見られた。
- (12) 江洲公一、「留学の世界的動向—国レベルと機関レベルの留学政策—」、高等教育研究紀要第12号、p 12
- (13) 石附 実 前掲論文、同所
- (14) 海外留学および国際交流を主業務とするISA主催による視察旅行で、1989年10月26日より11月11日にわたり、大学およびその他の教育施設の状況を視察した。
- (15) Barron: "Profiles of American Colleges", 15th ed., compiled & edited by the College Division of Barron's Educational Series, Inc., N.Y.
- (16) Paul B. Ranslow: "American Higher Education: History and Future Possibilities" Prepared remarks for the International Study Abroad Center, Pitzer College, Claremont, California.
- (17) ibid.

添付資料

海外語学研修に関する調査

奈良大学教養部海外語学研修委員会

担当者 ()

訪問日 ()

大学名:

1. 海外研修の企画と実施の主体はどこか。

学内組織、システム (eg. 国際センター、国際交流委員会、特定学部か学科)

2. 研修の教育的意義・目的・内容

(語学研修、異文化体験、専門学科のフィードバック、その他)

3. 研修の概要

(1) 開始時期

(2) カリキュラムとの関連一単位の認定、何の単位か

(3) 期間、時期、対象学生、参加人員(定員)、同行教員の人数、添乗員の有無

(4) 費用

- ・概算
- ・大学からの補助金の有無
- ・こずかいの額
- ・ローンのシステム

(5) 研修地域はどこか一具体的に、選択理由

(6) 研修システム

- ・研修機関とのコンタクトの方法(姉妹校提携がある、業者に任せるその他)
- ・研修サービスの提供主体(大学、語学学校、その他)
- ・宿泊一学生寮かホームステイかその理由
- ・オプションツアーのとりいれ方と問題点

4. 旅行業者について

(1) 検討対象業者の数と社名

(2) 業者の選択、決定の理由

(3) 問題点

(4) 企画立案への業者の関与の程度(全面的か一部か)

5. 参加学生に関すること

(1) 企画立案について学生の希望をどのように反映しているか。たとえば、事前にアンケート調査をするか、あるいは協議会を開催して意見を集めるか、等。

(2) 企画にたいする学生の反応(集まり方)

(3) 研修にたいする学生の反応(満足度)

(4) 事前指導の内容

(5) 学生側の問題点(eg. 集合時間厳守などについて)

(6) 研修実施後の評価・反省について

(7) 同行教員に関すること

- ・研修実施についてのスタッフの合意の程度

- ・研修企画に関して、同行教員の意向は、どの程度反映されているか
 - ・同行教員の決定方法・ルールの有無
 - ・同行教員の費用負担……学生負担、法人負担、同行教員負担、その他金額も
 - ・同行教員への配慮の有無
 - 金銭面（どの程度）
 - その他（具体的に）
- (8) 事故・危機管理について
- ・事前調査の実施状況 どの程度まで 調査費用？
 - ・事故発生時の対応シナリオの有無
 - ・事故発生時の補償措置……法人としてのバックアップの内容
 - 保険等の組みかた
 - ・同行教員の責任領域、責任関係について
 - 範囲等についてマニュアルはあるか
 - 合意がスタッフの間でできているか
 - 学校事故の判例収集と検討を十分やったか
 - ・提訴時の同行教員に対する法人のバックアップについて
 - 検討済みか、合意ができているか
 - ・過去における事故歴 具体的に 対応措置
 - ・その他事故防止、安全対策としてどのような方策を講じているか

